

長 建 協 発 第 7 7 号
平成 2 6 年 5 月 2 0 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

石綿障害予防規則の改正及び労働者の石綿ばく露防止に関する
技術上の指針の制定について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、石綿障害予防規則（平成 1 7 年厚生労働省省令 2 1 号）については、平成 1 7 年 7 月 1 日から施行されており、平成 2 4 年 5 月 9 日には建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針が公示されていますが、石綿ばく露防止対策の充実等のため、「建築物の解体等における石綿ばく露防止対策等技術的検討のための専門家会議」における検討結果を踏まえ、石綿規則を改正するとともに旧技術指針を廃止し、建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（技術上の指針公示第 2 1 号）を新たに制定し、平成 2 6 年 6 月 1 日に施行又は適用されることとなりました。

つきましては、標記について、全建を通じ厚生労働省労働基準局長より別添のとおり通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、改正の内容、パンフレット等につきましては、同省ホームページ（下記をご参照願います。）に掲載されておりますことを申し添えます。

☆厚生労働省ホームページ

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyo/ryuijikou/index.html)

↑ (アンダーバー)